

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：常陸太田市長 常陸太田市議会議長 常陸太田市水道事業 常陸太田市消防長
常陸太田市教育委員会 常陸太田市農業委員会 常陸太田市代表監査委員
常陸太田市選挙管理委員会 常陸太田市公平委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 86.8% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 99.7% |
| 全職員 | 69.5% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 97.9% |
| 本庁課長相当職 | 97.5% |
| 本庁課長補佐相当職 | |
| 本庁係長相当職 | 96.4% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 89.7% |
| 31～35年 | 93.6% |
| 26～30年 | 89.3% |
| 21～25年 | 90.3% |
| 16～20年 | 84.1% |
| 11～15年 | 87.9% |
| 6～10年 | 87.8% |
| 1～5年 | 91.6% |

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員の差の要因は、扶養手当や住居手当について、主たる扶養者や住居の契約者となっている男性職員に支給している割合が高い（扶養手当支給割合 89：11、住居手当支給割合 69：31）ことが影響している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

| 区分 | 令和7年度 |
|------------|-------|
| 管理的地位にある職員 | 11.1% |

【説明欄】

管理的地位にある職員 63 名のうち、女性職員は部局長・次長相当 1 名、課長相当 6 名。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

| 区分 | 令和7年度 |
|-------------|-------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 8.3% |
| 本庁課長相当職 | 11.8% |
| 本庁課長補佐相当職 | |
| 本庁係長相当職 | 25.1% |

【説明欄】

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の内訳として、本庁部局長・次長相当は全体 12 名のうち 1 名、本庁課長相当は全体 51 名のうち 6 名、本庁係長相当は全体約 116 名のうち 29 名。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

| 区分 | 令和7年度 |
|----|-------|
| 男性 | 77.8% |
| 女性 | 100% |

(2) 会計年度任用職員

| 区分 | 令和7年度 |
|----|-------|
| 男性 | |
| 女性 | 100% |

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

| 区分 | 常勤職員 | | 会計年度任用職員 | |
|------------|-------|-------|----------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 1週間未満 | | | | |
| 1週間以上2週間未満 | | | | |
| 2週間以上1月以下 | | | | |
| 1月超3月以下 | 28.6% | | | 33.3% |
| 3月超6月以下 | 42.8% | | | |
| 6月超9月以下 | 14.3% | | | 66.7% |
| 9月超12月以下 | 14.3% | 55.6% | | |
| 12月超24月以下 | | 33.3% | | |
| 24月超 | | 11.1% | — | — |

【説明欄】

常勤職員の男性に関して、子が生まれた9名のうち、7名が育児休暇を取得。女性職員は該当9名全員が育児休暇を取得している。

会計年度任用職員の男性に関しては、該当者なし。女性に関しては該当者3名全員が育児休暇を取得している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

| 区分 | 令和7年度 |
|---------|----------|
| 内部部局等 | 23.4時間/月 |
| 内部部局等以外 | 13.9時間/月 |

【説明欄】

職員の勤務時間の状況は、「公営企業等」「一般行政部門」の状況。